

令和4年度（第47回）兵庫県科学技術振興助成金公募要領

1. 助成の目的

この法人は、科学技術の研究開発を助成し、科学技術に関する知識及び思想の普及及び啓発に努めることにより科学技術の発展と科学思想の浸透を図り、もって産業の振興と兵庫県民の生活及び福祉の向上に資することを目的とする。

2. 助成対象

[助成対象者・機関]

- ・県下の助成を必要とする個人、企業、研究機関（大企業、大規模プロジェクトは 含まない）。

[助成対象事業]

- ・研究開発の試作試験費に対する助成
- ・新技術の実施化資金に対する助成

[助成対象の要件]

- ・県下の科学技術の振興に寄与するもの。
- ・新規な学術または技術であること。
- ・その計画が申請者において実施可能なものであること。

3. 助成金

- ・助成金は助成開始時に行う助成金贈呈式で贈呈いたします。
- ・助成金の対象となるのは、実施計画に直接必要な費用で、助成期間(※)中に発注し、当期間中に支払いが終了するものに限り、(※)助成期間とは、助成金贈呈日から完了報告書提出日までの期間です。
- ・助成金額：1件につき 最高額50万円
- ・助成件数：採択数3～5件程度（助成総額240万円を予定）
- ・完了報告で経費実績を報告していただきます。
- ・計画通り実施されなかった場合は助成金の返還を求めることがあります。

[助成の対象となる費目]

- ・部品・材料費、消耗品、外部委託費、設備・備品費、アルバイト代、学会発表等旅費、交通費、管理費等開発に直接関わる経費

[助成の対象とならない費目]

- ・飲食費、学会等の会費、営業活動費等開発に直接かかわらない経費

4. 申請方法

申請にあたっては、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、正本1通、副本2通にそれぞれ添付書類を添えて、（公財）兵庫県科学技術振興財団事務局に提出してください。申請書様式は、財団ホームページ【<https://jiihyogo.jp/foundation.html>】からダウンロードいただけます。

[申請書]

(1) 計画の内容

この欄には、助成金申請に関わる研究・開発内容を目的と構成等および予算額を簡潔に記載してください。

(2) 計画の概要（箇条書きで、要点を簡潔に）

- ・技術または製品の具体的用途（研究の目的）
- ・新規性 ————— 技術・製品の特色（研究の特徴・新規性）

- ・優位性 ————— 従来技術・製品との比較（研究の独創性）
- ・市場性 ————— 対象市場・市場規模（研究の波及効果）
- ・事業化計画 ——— 製造・販売計画、協力先の有無、タイムスケジュール、利益見込み等
（研究の計画、タイムスケジュール）
- ・技術上の解決すべき具体的問題点とその解決方法（解決すべき研究課題 具体的問題点とその解決方法）

(3) 添付書類

会社案内、参考資料、カタログ、特許公報、論文等

5. 受付期間

下記受付期間内に申請書類を財団事務局あてお送りください（締切日消印有効）

7月1日～9月30日

6. 審査および結果の通知

当財団に設けた審査委員会において、慎重かつ厳正に審査し、理事会において決定されます。審査結果は、12月中旬に文書により通知いたします。なお、審査の経過や内容に関する問い合わせには一切応じることはできません。

7. 贈呈

助成金贈呈式を、令和5年2月（予定）に神戸市内で行います。

8. 助成対象者の義務等

申請が採択されると、助成対象者は、開発途中で中間報告書（経費実績明細を含む）を、完了時には完了報告書（経費実績明細を含む）を提出していただきます。

9. 個人情報の取り扱い

- (1) 利用目的：提出書類に含まれる個人情報は、審査及び審査結果のご通知のために使用します。
- (2) 第三者への提供：助成が採択された場合は助成対象の会社名、代表者名、技術開発の題名と概要を公表します。

10. 助成金採択から完了報告までの流れ

- (1) 令和4年12月 結果通知書、贈呈式の案内を送付
- (2) 令和5年 2月 助成金贈呈の会開催（出席調整をお願いします）、助成金振込
- (3) 令和5年9月末 中間報告の提出
- (4) 令和6年 2月 助成金贈呈の会で成果報告
- (5) 令和6年3月末 完了報告の提出（助成金経費実績書提出）
- (6) 論文、学会発表時、当助成金について記載のこと

11. 申請書提出先・お問い合わせ先

公益財団法人兵庫県科学技術振興財団

〒654-0037 兵庫県神戸市須磨区行平町 3-1-12 兵庫県立工業技術センター 技術交流館 1階

電話 078-731-5847 FAX 078-731-6248

E-mail zaidan@jiihyogo.jp 受付時間 平日9時～17時（財団休業日を除く）